

# 熊本県公報

第 1 0 8 6 9 号  
平成 14 年 8 月 2 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示		
管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	(生活衛生課)	1
家畜伝染病に係る届出	(畜産課)	2
〃	(〃)	2
公 告		
熊本県漁業調整規則に基づく聴聞の実施	(漁政課)	2
〃	(〃)	2
〃	(〃)	3
〃	(〃)	3
〃	(〃)	3
〃	(〃)	3
〃	(〃)	4
〃	(〃)	4
〃	(〃)	4
県税事務総合オンラインシステム端末装置及び周辺機器一式借入れに係る一般競争入札の実施	(税務課)	4
登 載 依 頼		
熊本県特用林産振興協議会の開催	(熊本県特用林産振興協議会)	6
平成 12 年度行政監査の結果に基づく改善措置	(監査委員事務局)	6
こころの医療センターに係る平成 14 年度定期監査の結果	(〃)	7
熊本県企業局の平成 14 年度定期監査の結果	(〃)	9
熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書に係る公告	(益城町)	12
熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書についての説明会に係る公告	(〃)	12
道路交通法の規定による自動車の使用制限に関する事務取扱規程の一部を改正する規則	(警察本部)	13

## 告 示

### 熊本県告示第 599 号

理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 11 条の 4 第 2 項の規定により管理理容師資格認定講習会を、美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 12 条の 3 第 2 項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の主催者の名称及び所在地
  - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 26 番 5 号
- 2 講習会の日程等
  - (1) 管理理容師資格認定講習会
    - ア 日程  
平成 14 年 10 月 28 日、11 月 11 日、11 月 18 日、11 月 25 日、12 月 2 日、12 月 9 日及び 12 月 16 日
    - イ 講習科目  
(ア) 公衆衛生学  
(イ) 理容所の衛生的管理  
(ウ) 理容技術
    - ウ 講習会の会場  
熊本婦人会館（熊本市水道町 14-21）
    - エ 受講料  
17,000 円
  - (2) 管理美容師資格認定講習会
    - ア 日程

- 平成 14 年 10 月 28 日、11 月 11 日、11 月 18 日、11 月 25 日、12 月 2 日、12 月 9 日及び 12 月 16 日
- イ 講習科目
  - (ア) 公衆衛生学
  - (イ) 美容所の衛生的管理
  - (ウ) 美容技術
- ウ 講習会の会場  
熊本婦人会館（熊本市水道町 14-21）
- エ 受講料  
17,000 円

3 問い合わせ先  
財団法人理容師美容師試験研修センター熊本県支部（熊本市白山二丁目 13-20 電話 096-364-5865）

熊本県告示第 600 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ－ネ病	患畜	平成 14 年 7 月 22 日	天草郡五和町	1 戸 2 頭	乳用牛

熊本県告示第 601 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ－ネ病	患畜	平成 14 年 7 月 23 日	球磨郡岡原村	1 戸 1 頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第 631 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 50 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の期日 平成 14 年 8 月 22 日
- 2 聴聞の場所 熊本県庁北側会議棟 303
- 3 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第 15 条違反事件
- 4 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡苓北町富岡 80 番地	田 中 政 孝	午後 1 時 40 分

熊本県公告第 632 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 52 条第 3 項において準用する同規則第 50 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の期日 平成 14 年 8 月 22 日
- 2 聴聞の場所 熊本県庁北側会議棟 303
- 3 聴聞の事項 漁業法第 66 条第 1 項違反事件
- 4 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
玉名郡横島町横島 10785 番地 2	林 信 弘	午前 10 時

## 熊本県公告第 633 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 50 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の期日 平成 14 年 8 月 22 日
- 2 聴聞の場所 熊本県庁北側会議棟 303
- 3 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第 14 条及び第 15 条違反事件
- 4 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡苓北町都呂々 1825 番地 4	八藤後 憲 治	午後 1 時 20 分

## 熊本県公告第 634 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 50 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の期日 平成 14 年 8 月 22 日
- 2 聴聞の場所 熊本県庁北側会議棟 303
- 3 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第 15 条違反事件
- 4 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡五和町大字二江 159 番地の 2	平 木 健 太	午前 11 時

## 熊本県公告第 635 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 50 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の期日 平成 14 年 8 月 22 日
- 2 聴聞の場所 熊本県庁北側会議棟 303
- 3 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第 14 条違反事件
- 4 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡五和町大字二江 233 番地の 1	金 子 進	午前 11 時 20 分

## 熊本県公告第 636 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 50 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の期日 平成 14 年 8 月 22 日
- 2 聴聞の場所 熊本県庁北側会議棟 303
- 3 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第 14 条違反事件
- 4 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡五和町大字二江 70 番地	三 嶋 宗 一	午前 11 時 40 分

## 熊本県公告第 637 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 52 条第 3 項において準用する同規則第 50 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の期日 平成 14 年 8 月 22 日
- 2 聴聞の場所 熊本県庁北側会議棟 303
- 3 聴聞の事項 漁業法第 66 条第 1 項違反事件
- 4 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
長崎市茂木町 2171 番地 30	木 谷 一 行	午後 2 時

## 熊本県公告第 638 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 50 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の期日 平成 14 年 8 月 22 日
- 2 聴聞の場所 熊本県庁北側会議棟 303
- 3 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第 15 条違反事件
- 4 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
天草郡新和町大多尾 2844 番地の 17	浜 崎 政 治	午前 10 時 40 分

## 熊本県公告第 639 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 50 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公開の聴聞を行う。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の期日 平成 14 年 8 月 22 日
- 2 聴聞の場所 熊本県庁北側会議棟 303
- 3 聴聞の事項 熊本県漁業調整規則第 15 条違反事件
- 4 被聴聞者の住所、氏名及び聴聞開始予定時刻

住 所	氏 名	予 定 時 刻
水俣市浦上町 3 番 94 号	藤 本 繁 信	午前 10 時 20 分

## 熊本県公告第 640 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 8 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量 県税事務総合オンラインシステム端末装置(32台)及び周辺機器一式
  - (2) 借入物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成 14 年 9 月 30 日
  - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
  - (5) 入札方法
    - ア 入札金額は、賃借料一月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては 48 月賃借料率で計算すること。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和 39 年告示第 420 号）の規定を準用すること。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
 

平成 14 年 1 月 23 日熊本県告示第 48 号（リース・レンタル契約に係る一般競争入札及

- び指名競争入札参加資格審査要綱)により、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札に参加できる者  
2 に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成 14 年 8 月 28 日午後 5 時 15 分までに熊本県総務部税務課管理班へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者
- 4 契約条項を示す場所等  
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
熊本県総務部税務課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 3365、3368  
(2) 入札説明書の交付  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 交付期限は、入札の前日までとする。  
(3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成 14 年 9 月 13 日 午前 11 時  
イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟本館 11 階第 1 共用会議室
- 5 入札書の提出方法  
4 の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 4 の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)をすること。
- 6 入札に関する事務を担当する部局の名称  
熊本県総務部税務課管理班(熊本県庁行政棟本館 3 階)  
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 3365、3368
- 7 その他  
(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった一月当たりの額に借入期間月数(48 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の(3)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又イのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたときに限る。)  
(3) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険金契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)  
(4) 入札の無効  
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。  
(5) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。  
(6) 最低制限価格  
設定しない。  
(7) 契約書作成の要否  
要  
(8) その他詳細は、入札説明書による。
- 8 Summary  
(1) Name and quantity of commodity  
A set of online information processing system for Prefecture's Taxation (a 32 - set personal